

令和7年12月

お客さま 各位

大阪シティ信用金庫
理事長 福岡 寛

「暗号資産交換業者」および「資金移動業者」への
お振り込み等について

昨今、金融犯罪の手口が巧妙化・多様化し、インターネットバンキング等を悪用した特殊詐欺等の被害金が「暗号資産交換業者」や「資金移動業者」の金融機関口座宛てに送金される事例が発生しており、金融庁・警察庁から被害防止の対策を強化するよう要請を受けています。

このような状況を鑑み、当金庫では、「暗号資産交換業者」および「資金移動業者」の金融機関口座に対し、依頼人名が送金元口座（法人口座を含む）の口座名義人名と異なる振込・送金をお断りさせていただきます。

また、詐欺被害等の未然防止のため、ご利用の目的（理由）などを確認させていただくとともに、当該資料の提出をお願いする場合があります。

なお、上記のような振込・送金を確認された場合は、お取り引きの一部または全部を制限させていただくこともございます。

お客さまにはご不便をおかけしますが、本取り組みへのご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以 上